

緊急小口資金（休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年3月末以前に償還開始予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで据置期間を延長。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町社会福祉協議会

- ①世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上いるとき
- ④世帯員に臨時休業した小学校等に通う子や感染したおそれのある子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ⑤世帯員の中に収入が減少した個人事業主等があり、生活費が不足するとき
- ⑥特に資金の需要があると認められるとき

申込みにあたり、ご準備いただくもの

1. 住民票（原本）（世帯全員記載のもの、発行後3カ月以内）
※原則、現住所と住民票の住所が一致していることが必要です。
2. 本人確認書類
次のいずれか
(1) 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
(2) パスポート
(3) マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
(4) 健康保険証
(5) 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合必須
3. 振込先の口座通帳またはキャッシュカード
(通帳がない場合は、振込先の口座を確認できるもの)

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。